

●香川県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

香川県知事 池田豊人

指定年月日	名 称	所 在 地
令和3年4月1日	てしまオリーブ歯科診療所	小豆郡土庄町豊島家浦2012番地
令和4年3月1日	医療法人社団 春熙堂医院	さぬき市昭和1005番地5
令和4年9月1日	医療法人社団 高田歯科クリニック	観音寺市柞田町甲1041番地3
令和5年9月9日	松本歯科医院	小豆郡土庄町甲549番地8
令和5年12月1日	医療法人社団 岩野循環器内科医院	善通寺市下吉田町229番地1
令和5年12月1日	高橋歯科医院	さぬき市志度656番地5
令和5年12月1日	コスモ調剤薬局 室町店	坂出市室町三丁目1番5号
令和5年12月1日	快生堂 茂木調剤薬局	観音寺市茂木町五丁目2番3号
令和5年12月1日	なのはな薬局	仲多度郡まんのう町東高篠1377番地1
令和5年12月18日	内海平井クリニック	小豆郡小豆島町草壁本町602番地18
令和5年12月21日	大西ただし歯科クリニック	観音寺市吉岡町587番地1